

## 令和3年度第4回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年7月9日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時40分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	10番	亀尾 和男		11番	井田 厚美	
	出席吏員	事務局長 岡田 光政		事務局長補佐 潮 真也		事務員 田邊 操枝
傍聴人	0人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
第4号	被害防除に関する誓約書について
報告	第3回総会議案第1号（1）の許可について
その他	(1) 公務災害補償制度継続加入について (2) 令和3年度第5回南部町農業委員会総会日程



	田邊委員	今日、私も見ました。赤い杭が打ってありポールも立ててありました。この杭が果たして本当に正しい杭なのか、見た感じでは正しいであろうと思いましたが、例えば、1mくらいずらしてもかまわないと言う人であれば、その様な事があり得るのではないかと思います。農業委員あるいは亀尾委員が立会いをされて、問題ないと確認をされたのかお聞かせください。
	局長補佐	申請が出て直ぐに、庄倉委員、亀尾委員と事務局で現地に行き、境界の確認をしています。
	議長	杭が本当のものであるかどうかは、おそらく違っていると思いますが、この物件に対しては実測で買われたわけではありません。台帳面積で買われたと言う形です。実測ならきちんとした実測のものがなくてはいけません。家屋調査士さんがきちんと測ったものでなければいけないと思いますが、実測ではなくて台帳面積で売買されたと思います。亀尾委員さん、実測であったのか、台帳面積であったのか分かれればお伺いしたいと思います。
	亀尾委員	地元委員として相談を受けまして、立会いをして、古い杭が残っていることを確認しました。お互いに、ここであろうと言う話もされたようです。ここであろうと言う事で、ポールの位置を写真に撮って残すことをしていただくように、出来れば再度指導したいと思います。
	議長	それは常識論です。先般の の の案件では、委員さん3名に出ただいて、私は土地改良区として皆さん方と杭を確認して写真を撮りました。そういう事が今の境界杭の常識です。昔は立会人が署名をしていたわけですが、偽物があるので署名では駄目だと、実際に写真を写して、この杭を基にして、その方々が実測したと言う事にするわけです。もう少し勉強していただきたいと思います。今日は審議の場ですから、今度はと言うわけにはいきません。私の考えは、実測でされているわけではないから、台帳面積で売買をされているわけですから、大なり小なりの動きはありますが、それはお互いに認めて、台帳面積で売買と言う形です。それはそれで良いのではないかと考えております。 他にございませんか。
	作野委員	この度、3筆購入されて耕作されるわけですが、どのような経路で耕作地に行かれるのですか。
	局長補佐	現地調査資料の2ページをご覧ください。 さんのご自宅が番地で、申請地の隣地にございます。ご自宅の方から侵入できるようになっています。
	作野委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	第1号議案、『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐

する許可について		より説明を致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 5 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1  土地の表示： 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup>  合計：田 1 筆 m<sup>2</sup> 用途：雑種地 駐車場 契約種別：賃貸借  譲渡人：  譲受人：  （備考）  この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。  賃借料は年 10a 当たり 円、面積に直しますと 円、月額 は 円と聞いております。代替地はございません。</p> <p>番号 2  土地の表示： 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup>  合計：田 1 筆 m<sup>2</sup> 用途：雑種地 駐車場 契約種別：賃貸借  譲渡人：  譲受人：  （備考）  この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。  賃借料は年 10a 当たり 円、面積に直しますと 円、月額 は 円と聞いております。代替地はございません。</p>
	議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	<p>本日 9 時より、恩田会長、市川職務代理、亀尾委員、岡田事務局長、潮局長補佐、私の 6 人で現地調査を行いました。番号 1 と番号 2 は同じ場所ですので一緒に説明したいと思います。</p> <p>現地調査資料の 3 ページをご覧ください。場所は、 沿いの 下の の直ぐ側です。</p> <p>5 ページをご覧ください。 に が建っています。下側が です。 が さん、 が さんの土地です。その間に道とありますが、昔の赤線で道になっています。</p> <p>計画としては 6 ページをご覧くださいと分かるように、は川で、ここに鉄板を敷いて、そこから車が入るようにして、上に 4 台、下に 2 台車がとまる格好で整地をされるそうです。コンクリはしないでバラスを敷いて、雨水は地下浸透するようにされるそうです。</p> <p>周りに迷惑をかけるような所ではありませんので転用妥当と考えます。 が残りますが、これは致し方ないと思います。現在申請地には柿の木や梅の木が植わっていますが、それも含めた上での賃借と言う格好になっております。</p>
	議長	質疑を受けたいと思います。

田邊委員	<p>5 ページの土地利用計画図を見ますと、 が残っています。一緒にされた方が良くと思いますが、何故そこだけ残っているのですか。壊れかけたハデ木小屋があり、トタンがそのまま放置してあります。それを撤去して、草刈りをしていただくような形をとられたほうが良いのではないですか。考えをお聞かせください。</p>
議長	<p>このことについては、地元委員であります庄倉委員さんに説明を願いたいと思います</p>
庄倉委員	<p>田邊委員さんからご指摘がありましたとおりハデ木小屋が残っていますし、草を刈られた形跡もありません。そこも一緒に駐車場にされたらどうかと所有者の方と何度もお話をしました。事情を説明しますが、皆様には守秘義務がございますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議題とはずれますが、この様な状況はどこでも起こりうることで思っておりますので、被害防除のために、この部分については上げなければならないと思っているところでございます。</p> <p>私も今日見ましたが、ハデ木小屋が倒れてしまう状態で産廃と言わざるを得ない状況ではないかと思うわけです。環境建築局には が入っています。この会が終わりましたら町の町民生活課に相談したいと思えます。勧告でも出したらと考えていましたが、鳥取県農業会議に聞きましたら、勧告は相成らないと言う事でした。召喚はしても良いが勧告は駄目だと言う事です。召喚は強制力があります。勧告は、この様にされたらどうですかと、柔らかい言い方です。法律は色々変わってまいりますので事務局に聞いてもらったところ勧告は駄目だと言う事です。指導なら良いそうです。指導の方がきついと思えます。今後は、そのような格好で指導をしていかなければいけません。現場は既にトタンが飛んで草が生えている状況で農地としての形を成していません。最初に指導に入る、産廃と認められるのであれば環境建築局に出して、決められた日までに撤去されないとなりますので、農業委員会からは手が離れてしまいます。産廃がどうか分かりませんので、最初に公文書で指導と言う形をとり、次に環境建築局に出すという段階を経ていきたいと考えています。何処にもある良い例ですので、皆さんも勉強をされてご指導願いたいと思えます。本題とはずれましたが、事務局にそのような手続きを取らせて解決を</p>

		図りたいと思います。
	田邊委員	物事を進めるには、庄倉委員さんが強い信念を持って事を進めていかれないと駄目だと思います。それには亀尾委員、さん、相手のご姉妹が一堂に会されて、強い信念を持ってされないとなかなか進まないと思います。赤線までハデ木小屋が出ていますので違法であることは間違いありませんので、庄倉委員さんには頑張ってくださいと思います。
	庄倉委員	言われることはよく分かりました。お姉さんも、妹さんも に住んでおられますので、なかなか連絡が取りにくい事もあります。私の自宅にも何度も来ていただいています。土地はお姉さん、家は妹さんが管理しておられます。私も色々苦慮していますが、田邊委員の言われることを心にとめて何とかしたいと思います。
	議長	地元委員さんから力強い言葉をいただきました。農業委員会としても、納税義務者を確認し順序立てて進めて行きたいと思います。 になれば農業委員会からは離れます。 他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	第2号議案、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第3号 B判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第3号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』上程致します。
	局長補佐	別に資料がございます。6月14日、7月9日の2種類の現地確認資料と、議案第3号資料として写真入りの資料になります。 7月9日の資料は、本日午前中に現地調査しました 地区の資料です。6月14日の資料は、 地区と 地区の資料で、6月14日に田邊委員、井上委員、事務局と事前に現地調査をしています。詳しくは、各委員さんから説明をお願いします。
	議長	田邊委員より 地区の現地調査報告をお願いします。
	田邊委員	6月14日の10時より私と井上委員さん潮局長補佐、瀧山職員と地区の現地調査を行いました。 の 真向かいに砂防堰堤があります。 の集落になりますが、さん宅を横につたって入った所に砂防堰堤がありますが、その途になります。いずれも誰が見られてもB判定の状態で、非農地はやむを得ないと判断しました。
	議長	井上委員より 地区の現地調査報告をお願いします。
	井上委員	場所は、 から さんの事務所がある所の反対の山の方に上がった所に がありますが、その横の山側になります。6月14日に先ほど田邊委員から報告がありました に続いて現地を確認しました。議案第3号資料の写真を見ていただいたら分かりますように、周りは完全に山林化しており、非農地にせざるを得ない状況だと思います。
	議長	地区について頼田委員より報告をお願いします。
	頼田委員	今日の午前中に、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井上委員、井田委員、潮局長補佐、瀧山職員と現地調査を行いました。場所は の集落内になります。何年も耕作されておらず、農地に戻すのは困難であると判断しました。

	議長	このことについて質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 3 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』は原案通り議決、承認されました。
議案第 4 号 被害防除に関する誓約書について	議長	議案第 4 号『被害防除に関する誓約書について』上程いたします。
	局長補佐	先月の総会で太陽光発電設備への転用についてご審議をいただきました。その中で、転用後に周りの農地に迷惑がかからないように草刈り管理を行うとする旨の文書を提出して頂いてからと言う条件付で許可することになりました。このことについて、会長と職務代理に相談しましたところ、太陽光発電設備にかかわらず、全ての転用案件の被害防除に通じるものであると言う認識をさせていただきました。他県でも被害防除に関する誓約書を出してもらっている農業委員会もございました。5、6 ページに南部町の従来被害防除計画を付けていますが、この計画をより責任を持って実行してもらうためにも誓約書を提出していただく形でいくべきではないかと言う事で、この誓約書の案を作成しました。今後の提出書類のひとつとして、今回の総会でお諮りをするものでございます。ご審議をよろしくお願い致します。
	議長	提案書より被害防除に関する誓約書について説明がございました。質疑を受けたいと思います。
	糸田委員	必要不可欠なものだと思いますが、計画書に付けて提出をして、権限とか効力はあるのか、あくまでも任意なのか、その辺の考え方を教えてください。
	局長補佐	計画だけではなかなか実効性が薄いということで誓約書を付けていただくようお願いするものです。計画をきちんと遂行して欲しい思いの中で、本人さんの意志を確認するためのものでもあります。実効性は本人さんの行動によると思いますが、守られない場合は指導という形をとりたいと考えています。
	議長	このことについては、指導が届かないと言う事になりますと、県の経営支援課から指導をしていただきたいと思います。農業委員会としては指導までとして県の方に任せる形をとりたいと思います。
	糸田委員	分かりました。
	庄倉委員	今まで、太陽光や建物などの転用後に迷惑をかけるような事案がたくさんありました。一筆書いていただく事により、施行者の意識が変わってくるのではないかと思います。その意味合いでも非常に大切なことだと思います。
	議長	他には皆さん方からございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 4 号『被害防除に関する誓約書について』は原案通り議決、承認されました。承認をいただきましたので、明日から施行致します。
5. 報告 第 3 回総会議案第 1 号(1)の許可について	議長	『第 3 回総会議案第 1 号(1)の許可について』説明を求めます。
	局長補佐	第 3 回総会議案第 1 号(1)の許可について、ご報告いたします。資料は付けていません。先月の 6 月総会で条件付許可となっていましたの太陽光発電設備の 5 条申請ですが、周辺の農地に迷惑がかからないように、フェンスの中と外、農道周辺等、転用事業者さんが責任を持って草刈

		りを行うことを約束する旨の書類を頂きました。会長に提出し、会長一任で了解の上許可証を出しましたので、ご報告致します。
	議長	<p>施行前でしたので、先ほど承認していただいた誓約書に似た書類を提出してもらいました。それに従っていただけだと思います。</p> <p>他にございませんか。無いようですので報告を終わります。</p>
6. その他	議長	『(1)公務災害補償制度継続加入について』説明を求めます。
(1) 公務災害補償制度継続加入について	局長補佐	資料 2 をご覧ください。現在、農業委員、推進委員の皆さんには公務災害補償制度に加入していただいています。保険期間は 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までです。申し込み期限が 8 月 20 日となっておりますので引き続き加入をお願いしたいと思います。A 型の内容で、保険は 1,000 円ですので、次回 8 月の総会までに事務局までご持参くださいますようお願い致します。
(2) 令和 3 年度第 5 回農業委員会総会の日程について	議長	令和 3 年度第 5 回南部町農業委員会総会は、令和 3 年 8 月 10 日（火）に開催します。
8. 閉 会	議 長	これにて令和 3 年度第 4 回南部町農業委員会総会を閉会します。